

※今月のみ受注の書目です。

民法

財産の集合的把握と
詐害行為取消権

詐害行為の基礎理論 第2巻

(2024 年 4 月上旬刊行予定)

片山直也 (慶應義塾大学大学院法務研究科教授) [著]

A5 判上製 / 480 頁 税込予価 7,920 円 ISBN978-4-7664-2955-8 C3032

👉 ココに注目！

- ・「物」から「財（産）」へ。そのパラダイムを描く。
- ・多様化する取引ニーズに応えるため、法に求められるものは何か？
- ・詐害法理を起点に、財産の「利活用」という観点から財産の集合的把握の有用性を提示する。

濫用的会社分割の問題を皮切りに、フランス法の詐害（fraude）法理を起点として、財の集合的把握の本質である「利活用」を法的に保障する枠組みを提示。我が国の物権法を再構成すべき点、この財の集合的把握と詐害行為取消権との関係はどこにあるのか？ 法秩序の重層的構造と動態的法形成から「物」から「財」へのパラダイムを描く。

対象 民法・商法・倒産法・フランス法分野の研究者・大学院生

類書 吉田克己・片山直也編『財の多様化と民法学』（商事法務）



ご注文は FAX で！ 03 - 3451 - 3124



新刊委託	番線	ご注文部数	発行所：慶應義塾大学出版会	税込予価	部数
			片山直也 著 財産の集合的把握と詐害行為取消権 — 詐害行為の基礎理論 第2巻 ISBN978-4-7664-2955-8 C3032	7,920 円	★★

★1つで「500 部」を表します



目次を裏面に掲載！ ぜひご確認ください！

【目次】

序 論 新たな自由社会における詐欺的な行為に対する私法上の法規制

——フランスの「詐欺 (fraude)」法理からの示唆

- I はじめに——フランスの「詐欺 (fraude)」法理を起点として / II 濫用的会社分割への対応 /
- III 集合財産譲渡担保における設定者の処分権限の規律 / IV 本書の構成

第 1 部 財産の集合的把握の新たな展開

第 1 章 財 産——bien および patrimoine

- I はじめに / II 財 (biens) / III 資産 (patrimoine) / IV 小括——新たな財と「財の法」の課題

第 2 章 財産の集合的把握

第 1 節 財産の集合的把握の諸相

- I はじめに / II 財産の集合的把握の二一ズ / III 財産の集合的把握の諸相 / IV 財産の集合的把握の基本構造 /
- V 財産の集合的把握と財の法 (物権法)

第 2 節 営業および営業財産

- I はじめに / II 営業 / III 営業財産 / IV 営業譲渡と営業上の債務の帰属

第 3 章 財産の集合的把握と利活用・管理

第 1 節 財産の「利活用 (exploitation)」と「権能」

- I フランス法における「活用 (exploitation)」概念 / II 「利活用 (exploitation)」概念とその法的保障 /
- III 小括——「権能の束」としての所有権と他物権

第 2 節 財産の管理と物権法

- I はじめに / II 財産管理の概念と法制度 / III 財産管理の法制度 / IV 財産管理における「権限」と「権能」 /
- V 財産管理と物権法の再構築 / VI 物権法の改正提案 / VII 小括——もう一つの「管理」

第 4 章 財産の集合的把握と担保

第 1 節 動産・債権担保をめぐる新たな 2 つの動向

- I 序 / II ケベック担保法の展開 / III ベルギー担保法の展開 / IV フランス担保法再考 / V 小括

第 2 節 担保価値維持義務の 3 つの淵源

- I はじめに / II 担保価値維持義務をめぐる近時の議論の動向 / III 担保価値維持義務をめぐる 3 つの淵源 / IV 小括

第 3 節 約定の担保価値維持義務と担保価値維持協力義務——借地上建物への抵当権設定における「念書」を素材として

- I はじめに——問題点の整理 / II 従前の裁判例および学説 / III 最高裁平成 22 年 9 月 9 日判決 /
- IV 小括——担保価値維持義務の視点から

第 4 節 事業の収益性に着目した担保をめぐる 2 つの理論的課題——財産の集合的把握論と担保価値維持義務論から

- I はじめに / II 「事業の収益性」に着目した担保の 3 つのモデル / III 事業担保の目的 (客体) とは何か？
- 財産の集合的把握の視角から / V 小括——事業の収益性に着目した諸種の担保の役割分担

第 2 部 包括財産法制と詐欺行為の基礎理論

第 1 章 詐欺行為の類型と法規範の構造

第 1 節 「類型論」から「重層的規範構造論」へ

- I はじめに / II 詐欺行為における類型論の諸相 / III 規範構造論としての類型論の限界
- 「類型論」から「重層的規範構造論」へ / IV 小括——動的理論

第 2 節 否認権・詐欺行為取消権における「有害性」と「不当性」

- I 序——本節の目的 / II 否認規定・詐欺行為取消規定の規範構造 / III 「有害性」「不当性」の要件枠組み /
- IV 小括——「有害性」「不当性」に関する否認権と詐欺行為取消権との本質的な相違点

第 2 章 事業資産の分離と詐欺行為取消権

第 1 節 濫用的会社分割・事業譲渡と詐欺行為取消権

- I はじめに / II 平成 24 年判決の今日的意義および課題 / III 濫用的会社分割の本質と詐欺行為の類型 /
- IV 平成 29 年改正民法における詐欺行為取消規定と濫用的会社分割

第 2 節 事業信託と詐欺行為取消権

- I はじめに / II 濫用的組織再編行為と詐欺行為 / III 充当資産 (patrimoine d'affectation) 論と信託財産責任負担債務 /
- IV 小括——いわゆる「事業の信託」とその濫用

第 3 章 詐欺行為取消しにおける価額償還請求権の新たな機能——詐欺行為取消しと被保全債権の「対抗」

- I はじめに / II 改正前民法における価格賠償請求 / III 濫用的会社分割の取消しをめぐる議論の展開 /
- IV 平成 29 年改正民法における価額償還請求 / V 小括——被保全債権の「対抗」という視角の有用性

終 章 法秩序の重層構造と動態的法形成——詐欺行為 (fraude) の一般法理を起点として

- I はじめに——「フロード (fraude) 法理の動態的把握」を起点として / II 「法原則」(プリンシプル) と「法規範」(ルール) /
- III 「指導的法原則」と「矯正的法原則」 / IV 法認識と「法原則」 / V 「法規範」(ルール) における「例外」の許容 /
- VI 法規範の拡張としての「法的擬制」 / VII 法規範の縮小としての「特段の事情」 /
- VIII 結びに代えて——法秩序の重層構造と動態的法形成